

消防予第 141 号  
平成 31 年 4 月 18 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長  
(公印省略)

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の運用について

「「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件」及び「消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件」の公布について」（平成 31 年 4 月 18 日付け消防予第 79 号。以下「公布通知」という。）により、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（平成 31 年消防庁告示第 5 号。以下「点検票告示」という。）及び消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（平成 31 年消防庁告示第 6 号。以下「点検報告書告示」という。）の公布について通知したところですが、これらの運用に当たっては、下記事項に留意いただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

- 1 点検票告示及び点検報告書告示に定める各様式の記名について

今回の改正により、各様式において、報告義務者である防火対象物の関係者以外の者（点検者、防火管理者及び立会者）の押印を不要とし、㊟マークを削除したが、改正後も、適切かつ確実に点検が実施されていることを確認できるようにするため、点検者、防火管理者（防火管理者が選任されている場合に限る。）及び立会者（点検に立ち会った者がいる場合に限る。）の記名は引き続き必要であること。

## 2 点検報告書告示に定める別記様式第3について

- (1) 改正前は、点検者が複数の場合に当該様式を添付することとしていたが、改正後は、点検者が複数か否かにかかわらず、消防設備士又は消防設備点検資格者（以下「有資格者」という。）が点検を実施した場合に当該様式を添付することとしたこと。
- (2) 有資格者の情報については、所持している資格の情報を全て記載すること。ただし、消防設備士で同類の甲種・乙種両方の資格を所持している者は、甲種の情報を記載することで足りるものとする。